

有効期間 5年（令和8年12月31日）

令和3年3月30日

各部長・参事官 様
各 所 属 長

警察本部長
(危機管理課)

「大規模災害に際しての警察及び海上保安庁の相互協力に関する協定」の
締結及び実施に係る留意事項について（通達）

大規模災害発生時に情報の収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等を迅速かつ的確に行うため、警察庁が平成27年5月13日付けで、海上保安庁との間で別添1のとおり、「大規模災害に際しての警察及び海上保安庁の相互協力に関する協定」（以下「協定」という。）を締結していたところである。

また、実施に係る留意事項については、別添2のとおりであるので、協定を効果的に運用するため、部下職員に周知し、対応に誤りのないよう万全を期されたい。

〔 本件担当 災害対策第一係
　　警 電 [REDACTED] 〕

警察庁丙備発第67号

保 警 環 第 91 号

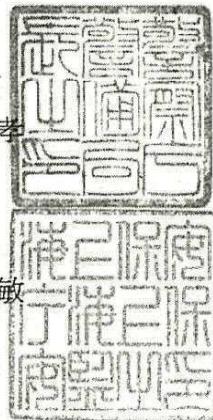
平成27年5月13日

大規模災害に際しての警察及び海上保安庁の相互協力に関する協定

警察庁及び海上保安庁は、大規模災害に際し、迅速かつ円滑な応急対策の実施等に資するため、警察及び海上保安庁の相互協力に関して次のとおり協定を締結する。

警察 庁 警 備 局 長
高 橋 清 孝

海上保安庁 海上保安監
中 島 敏



(趣旨)

第1条 この協定は、大規模災害に際し、警察及び海上保安庁が、それぞれの任務をより効果的に遂行するため、相互の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報の提供)

第2条 警察及び海上保安庁は、それぞれが収集した大規模災害に係る情報について、必要な範囲で、相互に提供するものとする。

2 警察及び海上保安庁は、前項の規定により提供を受けた情報について、第三者への提供は行わないものとする。ただし、やむを得ない事情により、第三者に提供する必要がある場合であって、当該情報を提供した機関の了承を得たときは、この限りでない。

(施設、物品等の利用等)

第3条 警察及び海上保安庁は、迅速かつ円滑な救出救助活動、捜索活動等を確保するため、必要な範囲で、施設、物品等の利用その他の支援を行うものとする。

(警察車両による輸送等)

第4条 警察は、海上保安庁の職員、装備資機材等（以下この条において「海上保安庁職員等」という。）の被災地等への迅速かつ円滑な移動を確保するため、必要な範囲で、警察車両による海上保安庁職員等の輸送その他の支援を行うものとする。

(海上保安庁巡視船艇等による輸送等)

第5条 海上保安庁は、警察の職員、装備資機材等（以下この条において「警察職員等」という。）の被災地等への迅速かつ円滑な移動を確保するため、必要な範囲で、海上保安庁巡視船艇等による警察職員等の輸送その他の支援を行うものとする。

(海上で収容された死体等の取扱い)

第6条 警察は、海上保安庁が海上で収容し、又は引渡しを受けた死体についての迅速かつ円滑な死因及び身元の特定を確保するため、必要な範囲で、医師又は歯科医師に対する立会いの要請に係る連絡、個人識別のための資料の採取その他の支援を行うものとする。

(相互の協力)

第7条 警察及び海上保安庁は、この協定に規定されていない事項についても、必要に応じ、相互に協力するよう努めるものとする。

附 則

この協定は、平成27年5月13日から施行する。

警察庁丁備発第145号

保 警 環 第 9 5 号

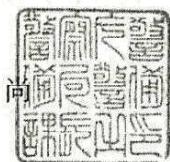
平成27年5月13日

「大規模災害に際しての警察及び海上保安庁の相互協力に関する協定」の
実施に係る留意事項

「大規模災害に際しての警察及び海上保安庁の相互協力に関する協定」（平成27年5月13日付け警察庁丙備発第67号、保警環第91号。以下「協定」という。）の実施に係る留意事項について、次のとおり定める。

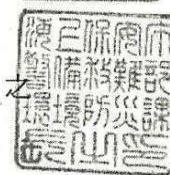
警察 庁 警 備 局 警 備 課 長

近 藤 知



海上保安庁警備救難部環境防災課長

石 塚 智



(連携の強化)

第1条 警察及び海上保安庁は、大規模災害に際しての相互協力がより迅速かつ円滑に行われるようするため、平素から緊密な連携を確保し、相互協力のために必要な情報の共有、訓練の実施等に努めるものとする。

(情報の種別)

第2条 協定第2条に規定する大規模災害に係る情報は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被害状況に関する情報
 - (2) 救出救助活動、捜索活動等（以下「救出救助活動等」という。）の態勢に関する情報
 - (3) 救出救助活動等に従事する部隊の移動に関する情報
 - (4) その他救出救助活動等を効果的に実施するために必要と認められる情報
- (支援の依頼)

第3条 協定第3条から第6条までに規定する支援を依頼する場合は、警察にあっては警察庁警備局長から海上保安庁海上保安監に対し、海上保安庁にあって

は海上保安庁海上保安監から警察庁警備局長に対し、支援を依頼する事由その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要するため文書により行ういとまがない場合は、口頭により行い、事後速やかに、当該文書を送付するものとする。

(依頼に対する回答)

第4条 警察庁警備局長及び海上保安庁海上保安監は、前条の規定による依頼を受けたときは、速やかに、当該依頼に対する可否の判断を行い、その結果を文書により回答するものとする。ただし、文書により行ういとまがない場合は、口頭により行い、事後速やかに、当該文書を送付するものとする。

(地方機関等の長による手続)

第5条 第3条に規定する支援の依頼及び前条に規定する回答について、支援の区域、内容等に鑑み、管区警察局長、警視総監又は道府県警察本部長（以下この条において「管区警察局長等」という。）及び管区海上保安本部長、海上保安（監）部長又は海上保安航空基地長（以下この条において「管区海上保安本部長等」という。）が行うことが適當であると警察庁警備局長及び海上保安庁海上保安監が認めるときは、前2条の規定にかかわらず、管区警察局長等及び管区海上保安部長等が行うことができるものとする。

(連絡調整責任者)

第6条 前3条に規定する支援の依頼及び回答に係る連絡及び調整（以下「連絡調整」という。）を行うため、警察及び海上保安庁に、別表に掲げる連絡調整責任者を置くものとする。

2 連絡調整責任者は、第3条及び前条に規定する支援の依頼があった場合は、当該依頼に係る支援の実現に向け、関係する連絡調整責任者との間において、迅速に連絡調整を行うものとする。

(費用の負担)

第7条 警察又は海上保安庁は、支援を行ったことにより、特に費用を要した場合は、当該支援を依頼した警察又は海上保安庁に対し、当該費用の負担を求めることができるものとする。

別表

連絡調整責任者

警 察	海 上 保 安 庁 等
警察庁警備局警備課長	海上保安庁警備救難部環境防災課長
管区警察局広域調整第二課長 都道府県警察本部災害対策担当課長	管区海上保安本部警備救難部環境防災 課長（第八～第十管区を除く。） 管区海上保安本部警備救難部救難課長 (第八～第十管区に限る。) 海上保安（監）部警備救難課長 海上保安航空基地警備救難課長

